

- 1 以下の経費等は本補助金において、補助対象外となります
(過去、誤りが多かったものを抜粋)
 - (1) 「小規模事業者持続化補助金【公募要領】」45ページから53ページにおいて記載されている【対象とならない経費例】に該当するもの及びそれに類するもの
 - (2) 交付決定前及び事業期間終了後に発注、購入、契約、導入、配布、支払等がされたもの
 - (3) 販売するための商品や製品そのものの生産に係る費用
 - (4) 販売するための商品を包装するためのパッケージやラベル、ポイントカード等の印刷代（パッケージ等のデザイン代は補助対象になります）
 - (5) 直接人件費（雇用増加に係る取組をする場合の人件費も補助対象になりません）
 - (6) ホームページ作成等におけるサーバーのレンタル料、ドメインの使用料などランニングコスト的なもの

- 2 交付決定がされた後の補助事業に係る経費の支払いについて
 - (1) 金融機関からの振込で支払うこと
※補助金には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されており、振込により第三者（金融機関）による証拠書類（明細書）を残すため
※証拠書類として「振込明細書」のコピーを実績報告時に提出
 - (2) 振込により支払いをする場合、振込手数料を差し引かず、「請求書」に記載の金額を振り込むこと
※振込手数料を差し引いて振り込んだ場合「振込明細書」の他に「領収書」のコピーの提出が必要
 - (3) 旅費（鉄道・バスの運賃）、資料（図書）購入費、通信費（DMのハガキや切手代）、量販店での支払い等、振込による支払いが不可能な場合のみ、現金での支払いが可能。ただし、旅費以外は税抜10万円以下の支払に限る）
 - (4) クレジットカードでの支払いは行わない
※証拠書類として「領収書」「クレジットカード利用明細」「カード利用代金が引き落とされた通帳」のコピーが必要となる。また、補助対象経費からカード利用時に付与されたポイント分等を減算する必要がある